

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和6年3月14日(2024.3.14)

【国際公開番号】WO2020/247017

【公表番号】特表2022-535571(P2022-535571A)

【公表日】令和4年8月9日(2022.8.9)

【年通号数】公開公報(特許)2022-145

【出願番号】特願2021-572350(P2021-572350)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10(2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 50/10

【誤訳訂正書】

【提出日】令和6年3月5日(2024.3.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

20

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貴石に財産的権利を登録して、前記貴石の検証された所有権情報を提供するための方法であって、

a) 分散型台帳上で、前記貴石に関する所有権情報を含む貴石情報を関連付け又は更新のうちの少なくとも1つを実行することと、

b) 前記関連付け及び/又は更新が行われた前記貴石情報を少なくとも1つの媒体に記録することと、を含み、

前記貴石には予め前記貴石内の表面下の部位で欠陥又は不純物の存在とは無関係な表面下の部位でタグがタグ付け又はマークされ、前記タグには識別情報が関連付けられ、その識別情報が前記分散型台帳に登録されることを特徴とする、方法。

30

【請求項2】

遠隔に位置するストレージ・デバイスのうちの少なくとも1つに前記貴石情報を記録することをさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記少なくとも1つの媒体を前記貴石の所有者に提供することをさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記媒体がデジタルトークン、記録済みチップ、又はポータブル・データ・ストレージ・デバイス上にあることを特徴とする、請求項3に記載の方法。

40

【請求項5】

前記識別情報又は前記貴石情報をうちの少なくとも1つを暗号化することをさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記識別情報が公開鍵、機械可読コード、非代替性トークン、代替性トークン、又は拡大された人間可読コードであることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記タグ付け又はマーキングが前記貴石の前記表面上で行われることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

50

【請求項 8】

前記分散型台帳がブロックチェーンであることを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記貴石情報が、所有権に加えて、買い手の名前又は他の身元情報、支払い手段情報、銀行取引情報、貴石の詳細、宝石学研究所の証明書番号、販売のインボイス、支払い検証情報、前記貴石の物理的な位置、又は前記貴石の保管者のうちの少なくとも 1 つを含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記貴石に識別情報を割り当てる前に、前記貴石に関する情報であり少なくとも 6 個の基準を満たす情報の提供を要求することをさらに含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。 10

【請求項 11】

貴石に関するタグ付け、登録、実行、記録のうちの少なくとも 1 つに責任を持つ個人又はエンティティを、信頼性、正確性、及び誠実性のうちの少なくとも 1 つに基づいて格付けすることをさらに含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

オンライン市場での前記貴石を含む信用ベースの取引を可能にするために、前記分散型台帳に含まれる前記貴石の所有権情報を検証することをさらに含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

貴石に財産的権利を登録して、前記貴石の検証された所有権情報を提供するためのシステムであって、 20

前記貴石に関連付けられた少なくとも識別情報及び所有権情報を含む分散型台帳と、

前記貴石に関連付けられた情報を記録するための少なくとも 1 つの媒体と、を備え、

前記貴石には予め前記貴石内の表面下の部位で欠陥又は不純物の存在とは無関係な表面下の部位でタグがタグ付け又はマークされ、前記タグには識別情報が関連付けられていることを特徴とする、システム。

【請求項 14】

前記貴石に関する情報を記録するための遠隔に位置するストレージ・デバイスのうちの少なくとも 1 つをさらに備えることを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。 30

【請求項 15】

前記少なくとも 1 つの媒体がデジタルトーケン、記録済みチップ、又はポータブル・データ・ストレージ・デバイス上にあることを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記識別情報が公開鍵、機械可読コード、非代替性トーケン、代替性トーケン、又は拡大された人間可読コードであることを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記タグ付け又はマーキングが前記貴石の前記表面上で行われることを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記貴石に関する情報が、所有権に加えて、買い手の名前又は他の身元情報、支払い手段情報、銀行取引情報、貴石の詳細、宝石学研究所の証明書番号、販売のインボイス、支払い検証情報、前記貴石の物理的な位置、又は前記貴石の保管者のうちの少なくとも 1 つを含むことを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。 40

【請求項 19】

前記貴石の前記識別情報又は前記少なくとも 1 つの媒体のうちの少なくとも 1 つを読み取るための少なくとも 1 つの読み取り装置をさらに備えることを特徴とする、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 20】

前記少なくとも 1 つの読み取り装置によって検証された、前記分散型台帳に含まれる所 50

有権情報が、前記貴石に関する信用ベースの取引を可能にするオンライン市場をさらに備えることを特徴とする、請求項 19 に記載のシステム。

10

20

30

40

50